

パラ・パワーリフティング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること</p> <p>『強化戦略プラン2022』という中長期基本計画を策定している。中長期計画は理事会の承認の元策定された。</p> <p>参考URL:https://jppf.jp</p>	<p>①強化戦略プラン2022</p> <p>②2021第四回理事会議事録</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (2) について】</p> <p>組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること</p> <p>『PO組織図2022』を当協会HPにて公表し、人事部を通して新しい人材を採用できるようにしている。組織図は2021年第二回理事会（証憑書類④）の承認を経て、発表している。</p> <p>「2022コーチシステム図」をHPで公開し、連盟コーチとして関わりやすくしている。</p> <p>「2022強化システム図」をHPで公開し、連盟の育成システムが分かり易くなっている。</p> <p>上記、コーチシステム、強化システムとも2021第四回理事会（証憑書類②）にて承認の上発表している。</p> <p>参考URL:https://jppf.jp</p>	<p>③ PO組織図2022</p> <p>④ 2021第二回理事会議事録</p> <p>⑤ 2022コーチシステム図</p> <p>⑥ 2022強化システム図</p> <p>① 強化戦略プラン2022</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(3)について】</p> <p>財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること</p> <p>財務の健全性確保の為に、税理士を外部職員として雇用し弥生会計システムを駆使して、財務の健全性を保っている。毎年度の決算は、理事会、総会の承認を経て、連盟事務局に常時掲示している。また、財務に関する公開要請があれば、いつでも公開できるよう、連盟事務局に資料を保管している。</p> <p>財務確保としては、賛助会員の募集、協賛企業への連盟紹介、練習会への招待、スポンサーさんへの体験会開催などを実施している。</p>	<p>⑦2022第一回理事会議事録</p> <p>48パラパワーリフティング紹介</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>【審査基準(1)の①について】</p> <p>外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p> <p>組織の役員ができるだけ多様性のある構成になるよう努めている。</p> <p>外部理事は、5名中2名で、外部率40%。監事も外部から入っていただいている。</p> <p>女性理事は5名中2名で、女性率40%。</p>	<p>⑧役員名簿</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準(1)の②について】 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること 連盟には評議員会を設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)の③について】 アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること 本年度は、アスリート委員会にユニフォームの選定をお願いしている。 強化委員会決定の国際大会派遣基準等を定める時は、アスリート委員長の意見も参考にしている。	⑨アスリート委員名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(2)について】 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること 連盟の実態に即した人数と人員で理事会が構成され運営している。定款に基づき、理事会を運営している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(3)の①について】 理事の就任時の年齢に制限を設けること ①理事の定年制を導入した。 理事の定年を70歳とすることが決定している。2022年度中に定年制を明記した規程を導入予定である。	⑩2020年度第三回理事会議事録
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(3)の②について】 理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること ②再任回数の上限については2022年度導入予定である。	⑪定款
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 2021年度は東京パラリンピックが開催され、理事長を2021年4月に交代させることは、対外パラリンピック活動に影響が出るので、2021年度に限り、定年を迎えた理事長の交代は、パラリンピック終了後の10月とした。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>【審査基準(4)について】</p> <p>独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること</p> <p>現在、定款により(証憑書類⑪)役員の選任が規定されているが、役員選考委員会は設置していない。2022年度中に役員選考委員会の設置について理事会で審議し、次回審査時(2026年)までに設置する。</p>	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること</p> <p>連盟役員行動規範を設けている。</p>	⑫連盟役員行動規範
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<p>【審査基準(2)の①について】</p> <p>法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか</p> <p>会員等の入退会、会費、社員総会等の運営、理事会の運営、監事に関する規定は、定款に示されている。</p> <p>定款(証憑書類⑪)</p> <p>委員会規程(証憑書類⑬)</p> <p>経理規定(証憑書類⑭)</p> <p>謝金規程(証憑書類⑭-1)</p> <p>謝金規程(証憑書類⑭-2)</p> <p>事務局運営規程(証憑書類⑮)</p> <p>職務分掌規程(証憑書類⑯)</p> <p>職務権限規程(証憑書類⑰)</p> <p>コンプライアンス規程(証憑書類⑱)</p>	<p>⑬委員会規程</p> <p>⑭経理規定</p> <p>⑭-1謝金規程</p> <p>⑭-2謝金規程</p> <p>⑮事務局規定</p> <p>⑯職務分掌規程</p> <p>⑰職務権限規程</p> <p>⑱コンプライアンス規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<p>【審査基準(2)の②について】</p> <p>法人の業務に関する規程を整備しているか</p> <p>法人の業務に関する規定は以下の通り 文書取扱規程(証憑書類⑨)、 情報公開に関する規程(⑩未整備)、 個人情報保護に関する規程(証憑書類21, 22)、 公益通報者の保護に関する規程は証憑書類⑱のコンプライアンス規程で述べた。 稟議規程(24、未整備)、 リスク管理規程(危機管理マニュアル)(証憑書類25)、 反社会的勢力対応規程(26、未整備)、 不祥事対応規程(27、未整備)、 苦情処理規程等(28、未整備)</p>	<p>⑲文書取扱規程 ⑳情報公開に関する規程、未整備 21、個人情報保護規定 22、個人情報保護方針 23、公益通報者の保護に関する規程、18のコンプライアンス規程に含まれる 24、稟議規程、未整備 25、危機管理マニュアル 26、反社会的勢力対応規程、未整備 27、不祥事対応規程、未整備 28、苦情処理規程、未整備</p>
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<p>【審査基準(2)について】</p> <p>③法人の役職員の報酬等に関する規定を整備しているか</p> <p>役員は無報酬であり、職員は賃金規程に基づいて給与を支払っている。</p>	51、賃金規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(2)の④について】 法人の財産に関する規定を整備しているか 財産管理に関する規程(29, 未整備)、 寄附の受入れに関する規程(30, 未整備)、 基金の取扱いに関する規程等(31未整備)	29, 財産管理に関する規程(未整備) 30, 寄附の受入れに関する規程(未整備) 31, 基金の取扱いに関する規程等(未整備)
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(2)の⑤について】 財政基盤を整えるための規程を整備しているか 当連盟では、東京パラに向けて、広告代理店に協力いただき、とても背伸びをしたスポンサーシップを求めてまいりましたが、東京大会後、スポンサー獲得のためにセールス資料を作成し、企業と交渉をしています。 例えば、合宿にスポンサー候補の企業を招待し、練習をしていただき、体験会を通じて、パラパワーに興味を持っていただきました。 また、福島県では7月に、体験イベントを開催し、広く、スポンサー候補に訴求する事業をしています。キャッチフレーズは、「筋肉は、ポ-ダレス、筋肉で叶える共生社会」とし、健常者も障がい者もどちらも体験できる「ベンチプレス」を共通項として、一緒にトレーニングを重ね、こういう体験を評価していただける、スポンサーを探したいと考えています。また、同時に「ふくのわプロジェクト」を開催し、古着を寄付していただき、そこからの収益を障がい者スポーツ活動に頂くというプロジェクトも行っています。オリンピックスポーツ、メダルスポーツのように大きな金額のスポンサーではなく、共生社会を望む、連盟の実態に即したスポンサー獲得が出来て行けば良いと考えています。また、試合の放映についても積極的に取り組み、競技普及とスポンサー獲得に向けて活動しています。京都のチャレンジカップ、東京で開催する全日本大会の試合の様様をYouTubeで配信しています。チャレンジカップは、自前で、全日本大会は、過去3年間東京都障害者スポーツ協会の支援により、パラスポーツチャンネルで、試合の様様を放映してきました。 試合の放映は、カメラの台数や、照明、舞台設定によって、演出あふれる、魅力ある映像を撮ることも、単に試合を淡々と流すだけという時もあります。いずれにしても、会場に来られる人は多くて300人、コロナ下では観客ゼロでしたが、試合の放映は1500人から3000人の方々が視聴して下さり、当連盟競技の知名度アップには、欠かせない要素だと考えています。 また、WPPO(IPCの当連盟の上部団体)も、毎回の国際大会の放映には力を入れており、日本内外で、試合の	32, パラパワーリフティングのご紹介(スポンサー候補資料)
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(3)について】 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規定を整備すること 日本代表選手役員選考規程に則って、公平かつ合理的な選考を行っている。(証憑書類36) 競技者資格規定に則って選手の権利保護に関する規定を整備している。(証憑書類37)	36, 日本代表選手役員選考規程 37, 競技者資格規定

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<p>【審査基準 (4) について】</p> <p>審判員の公平かつ合理的な選考に関する規定を整備すること</p> <p>審判員規程を整備している。(証憑書類38)</p>	38, 審判員規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	<p>【審査基準 (5) について】</p> <p>相談内容に報じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に草案や問い合わせをできる体制を確認すること。</p> <p>顧問弁護士契約をして、適切な弁護士への相談ルートを確認している。</p> <p>JPC法務相談支援窓口を利用し、法務相談をしている。</p>	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>コンプライアンス委員会を設置し運営すること。</p> <p>ガバナンス/コンプライアンス委員会を設置している。(証憑書類③組織図参照)</p> <p>競技者行動規範(証憑書類39)や役員行動規範(証憑書類⑫役員行動規範参照)を定めている。</p> <p>(1) コンプライアンス委員会に関する規程(証憑書類⑬委員会規程参照)</p> <p>(2) 委員名簿(証憑書類40)</p> <p>(3) 過去4年分のコンプライアンス委員会の議事録、2022.4.1に委員会を発足させたので、まだ、委員会を開催していない。本年度中に最低一回以上の委員会を開催する</p>	39, 競技者行動規範 40, 委員名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準 (2) について】</p> <p>コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること</p> <p>コンプライアンス委員会委員長は連盟理事が就任。メンバーには顧問弁護士、税理士、大学教授、大学助教を迎えている。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施する。</p> <p>本年度よりガバナンス/コンプライアンス委員会を設置したので、本年度中に以下の研修会を実施する。(9/10午後1時予定)</p> <p>①当連盟のNPO法人に関する法律説明 ②ガバナンス審査で提出した全規程と現在審査を受けている規程について ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について(税理士さんの活用) ④代表選手選考の適切な実施について(日本代表選手役員選考規程について説明) ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について(スポーツ安全保険、損害保険について説明)</p> <p>JPC主催のインテグリティ研修に積極的に参加させる。</p>	49インテグリティ研修のお知らせ
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (2) について】</p> <p>選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること。</p> <p>9/10午後15時より選手並びにコーチ対象のインテグリティ/コンプライアンス研修を実施する。</p> <p>JPC主催のインテグリティ研修に積極的に参加させる。</p>	49インテグリティ研修のお知らせ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (3) について】</p> <p>(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること</p> <p>8/21 (午前9時予定より、審判員インテグリティー/コンプライアンス研修並びに審判員試験を実施する。)</p> <p>JPC主催のインテグリティー研修に積極的に参加させる。</p>	49インテグリティー研修のお知らせ
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること。</p> <p>法律については、顧問弁護士と契約し、問題や課題があるごとに相談をしている。税務、会計については、税理士さんを雇用し、日常的に会計処理をしている。</p> <p>また、役員に監査役を設け、適宜監査を実施している。</p> <p>証憑書類③PO組織図2022参照</p>	③PO組織図2022

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	<p>【審査基準 (2) について】 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること</p> <p>監事として私企業で税理士として勤務してきた人間を外部より招聘し、役員として連盟に入った、適宜、理事会執行状況、会計監査を行ってもらっている。 証憑書類⑧令和4年度役員名簿参照</p>	
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	<p>【審査基準 (3) について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること</p> <p>担当者を決めて、国庫事業の利用に際し、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を各種手引きにしたがって適切に実施している。 また、会計については、国庫事業、全体における国庫事業の位置づけなどが、決算時に明白になるようまとめている。</p>	
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	<p>【審査基準 (1) について】 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと</p> <p>事務所でいつでも閲覧等できる書類は；事業計画書、収支予算書、財産黙力、役員等名簿、キャッシュフロー計算書、事業報告書、監査報告書、定款、連盟の認証・登記に関する写し 常時事務所の壁には、最新の貸借対照表及び損益計算書を貼っている。 NFウェブサイトにおいて情報を開示しているもの、行事予定、役員名簿（名前のみ）、議事録、各種規程</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準 (2) の①について】 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること (証憑書類36日本選手役員選考規程) に則って、選手、役員を選考をしている。 選考規程は、ホームページで開示し、大会ごとの選考については選考ランキングの公表をしている。また、選手、 + 役員に選考に関する説明会を合宿中のミーティング オンラインミーティングにて実施している。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準 (2) の②について】 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること ガバナンスコードの遵守状況については、ホームページ (https://jppf.jp/index/show-pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlcy9zcG9ocC9tdWx0aS1tYXN0ZXJwYWdlLzYxODFiYTViNjBkZDAucGRm) で開示している。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準 (1) について】 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること 理事長、専任コーチなどについては、利益相反に関する説明をしている。 証憑書類41, 利益相反に関する規程を整備している。	41、利益相反防止規定

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>【審査基準 (2) について】</p> <p>利益相反ポリシーを作成すること</p> <p>利益相反防止規定 (41) に基づき行動している。</p>	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>通報制度を設けること。</p> <p>通報する場合は、すべて、事務局で受け、事務局が各担当部署に回している。(現段階で、通報するような事象は発生していない。)</p> <p>ドーピング、暴力団、パワハラなどの相談はJSC相談窓口を、合宿の座学で選手に紹介している。</p>	42, JSC通報窓口

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準(2)について】</p> <p>通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること</p> <p>現在、通報制度が利用されたことはないが、事務局窓口に通報があった場合は、通報内容によって、連盟理事会を開催し、内容によって、弁護士、税理士、大学教授などの有識者を招聘して審議を行う。</p>	50通報があった場合の対応

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること</p> <p>現在までに懲罰制度を適用するような事例は発生していないが規程は整備している。(証憑書類、43, 44, 35参照)</p>	<p>43懲罰委員会規程</p> <p>44不服審査会規程</p> <p>45処分規程</p>
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準 (2) について】</p> <p>処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること</p> <p>現段階で処分を審査する事例は発生していないが、発生した場合は、証憑書類45処分規程にしたがって、理事会が懲罰委員会を招集し、処分内容に従って、中立性及び専門性を有する専門家を招聘し、審議する。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</p> <p>スポーツ仲裁裁判所の受諾名簿には、2020年時点で、日本ディスエイブルパワーリフティング連盟の名称で、掲載されている。2015年に法人化したときに、名称を特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟に変更し、その旨、2020年に提出した。</p>	43懲罰委員会規程7条
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準 (2) について】</p> <p>スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</p> <p>証憑書類43懲罰委員会規程に掲載している。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること</p> <p>証憑書類25, 危機管理マニュアルを作成している。</p>	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準 (2) について】</p> <p>不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること</p> <p>※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施</p> <p>連盟発足以来不祥事が発生していない。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（3）について】 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 連盟発足以来危機管理も不祥事も起こっていないので、外部調査委員会を設置したことはない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと 2022年4.1現在、地方組織は連盟にはない。ただし、兵庫、岡山、などで、地方組織を作りたいという機運が生まれてきたので、規程を作っている。（証憑書類46、地方協会設立規程、47、地方協会設立願い） 今後、地方組織がつくられ、地方の活性化を目指していく。	46、地方協会設立規程 47、地方協会設立願い
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（2）について】 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと 地方組織から、地方協会設立願いが提出され次第、情報提供、ガバナンス/コンプライアンス研修を実施する。	